

豊後高田市  
地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編:2019年度～2024年度)

2019年3月  
2021年12月改正

豊後高田市

# 目 次

1	実行計画策定の背景	1
2	基本的事項	
	(1) 実行計画の目的	2
	(2) 実行計画の期間	2
	(3) 実行計画の対象範囲	2
3	温室効果ガスの排出量の状況	
	(1) 本市の温室効果ガス排出実態（2013年度）	3
4	計画の目標と削減に向けた取り組み	
	(1) 温室効果ガスの削減目標	4
	(2) 温室効果ガス削減のための基本方針	4
	(3) 具体的な取り組み	4
5	計画の推進体制等	
	(1) 推進体制等	8
	(2) 公表等	8
●	資料	
	資料1 温室効果ガスの年度別排出量	9
	資料2 温室効果ガス排出量 構成比	11
	資料3 温室効果ガス排出量 基準年度との増減率	11

## 1 実行計画策定の背景

地球温暖化とは、人間のさまざまな活動により「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

国際社会では、2015年に、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」と2020年以降の気候変動対策の国際的な協定である「パリ協定」という2つの歴史的な国際枠組みを採択しました。パリ協定は、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意であり、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などを掲げました。

国内の動向として、政府は、2015年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、2016年3月15日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画(案)」を取りまとめ、パブリックコメントを行いました。パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画(閣議決定案)」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、2016年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

## 2 基本的事項

### (1) 実行計画の目的

市が一事業者及び一消費者としての立場から、環境保全のための行動計画を自ら率先して実行することにより、環境負荷の低減を図るとともに、市の事務事業に関し、二酸化炭素等の温室効果ガス排出抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図り、市民や事業者の環境保全への自主的な取り組みの促進に資することを目的とします。なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」第21条に基づく「実行計画」とします。

### (2) 実行計画の期間

計画期間は、削減目標の基準年度を2013年度とし、2019年度から2024年度までの6年間とします。なお、計画の進捗状況や、我が国のエネルギー政策や地球温暖化対策などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### (3) 実行計画の対象範囲

#### 1) 対象とする事務事業及び組織、施設の範囲

実行計画の対象とする事務事業の範囲は、基本的には、国の方針に基づき市が管理する施設において実施する事務及び事業全般とします。また、民間業者への委託等については対象外であるが、温室効果ガスの排出抑制の措置が可能なものについては、受託業者に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請します。

#### 2) 対象とする温室効果ガス

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項に基づき、表1に示した6種類の物質を対象とします。

表1 削減対象となる温室効果ガスの種類

種 類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料や廃プラスチック類の燃焼・焼却、電気の使用
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行における燃料の燃焼、家畜のふん尿処理、し尿・雑排水処理、各種の廃棄物の焼却や埋立
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行における燃料の燃焼、家畜のふん尿処理、し尿・雑排水処理、各種の廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫・カーエアコン(冷媒)の使用・廃棄
パーフルオロカーボン (PFC)	冷媒・半導体の洗浄等
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電施設などの電気機械器具の使用・点検・廃棄

### 3 温室効果ガスの排出量の状況

#### (1) 本市の温室効果ガス排出実態(2013年度)

市の事務事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量を把握するため、2013年度の温室効果ガス排出量等を調査しました。

表2 豊後高田市が使用する物質等の温室効果ガス総排出量

温室効果ガス	算定対象物質等	2013年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	構成割合 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	・燃料の使用量:灯油、A重油、ガソリン、軽油、B重油、液化石油ガス(LPG) ・市役所外部から供給された電気の使用量 ・一般廃棄物の焼却量(廃プラスチック類)	8,978,149	96.91
メタン (CH <sub>4</sub> )	・自動車の走行量 ・一般廃棄物焼却量 ・下水処理量	52,801	0.57
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	・ディーゼル機関の燃料使用量(定置式):A重油、軽油 ・自動車の走行量 ・一般廃棄物の焼却量	232,892	2.51
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	・自動車エアコンディショナー使用時の排出量(HFC封入量)	1,015	0.01
パーフルオロ カーボン (PFC)	・本市は、実績なし	—	—
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	・本市は、実績なし	—	—
計		9,264,857	100

※掲載値は概数処理(四捨五入)しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

※排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に基づく地球温暖化係数を乗じています。

表3 地球温暖化係数

温室効果ガスの区分	原単位	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	kg-CO <sub>2</sub>	1
メタン(CH <sub>4</sub> )	kg-CH <sub>4</sub>	25
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	kg-N <sub>2</sub> O	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	kg-HFC	1430

## 4 計画の目標と削減に向けた取り組み

### (1) 温室効果ガスの削減目標

国は、温室効果ガス削減目標として、「2030年度に2013年度比26%削減」を掲げ、この目標を達成するために、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」については、基準年度比で約40%削減する必要があるとしていましたが、2050年のカーボンニュートラルに向けて、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%減とする目標を示し、「業務その他部門」については、40%の削減目標が51%削減へと引き上げられました。

これにより、計画期間の2024年度までに、2013年度比で26%以上の削減とする新たな目標に見直すこととしました。

なお、上記削減目標値については、2024年度の温室効果ガス排出量等調査対象施設から排出される温室効果ガスのみを対象とし、2019年度以降の新設についても含むものとします。

表4 2013年度(基準年度)からの2017年度の温室効果ガスの排出量の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
排出量 (Kg-CO <sub>2</sub> )	9,264,857	8,253,804	7,826,315	7,601,032	8,688,789
増減率	(基準年度)	△10.91%	△15.53%	△17.96%	△6.22%

### (2) 温室効果ガス削減のための基本方針

2013年度の温室効果ガス排出量の構成比(P11、資料2)によると、温室効果ガスの約97%を二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が占めています。なかでも、一般廃棄物の焼却(約51%)と、他人から供給された電気の使用(約41%)が大半を占めています。このことから、温室効果ガス削減のための基本方針を以下のとおりとします。

1. 廃棄物、特に廃プラスチック類(ビニール、合成樹脂、ゴム類等)の排出抑制に努めます。この取り組みについては、市役所だけでなく、各家庭でも実践し、さらに一般市民への啓発にも努めます。
2. 市役所や各施設における電気使用量の抑制に努めます。
3. その他の温室効果ガス排出の抑制に努めます。

### (3) 具体的な取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、市が事務及び事業を実施するにあたり、率先して取り組むべき事項及び具体的な取り組み内容を以下に示します。

#### ■ 廃棄物の発生抑制

- ① 備品類、機器類のほか、事務用品等についても安易に更新せず、修理・補修をすることで長期間使用・繰り返し使用をする。
- ② マイバッグ、マイボトル、マイ箸等を利用する。
- ③ ダイレクトメール等必要としない郵便物は「受取拒否」とメモ書きし、押印して速やかに

投函する。(料金不要)

- ④無包装の商品を選び、やむを得ない場合も簡易でリサイクル可能な包装をした商品を購入する。
- ⑤ごみ箱の個別設置を行わず、係ごとの設置とし、ごみ排出抑制に努める。
- ⑥納入業者に対し、梱包材料(段ボール箱等)の持ち帰りを依頼する。
- ⑦個人で購入した新聞雑誌等のごみ等は、持ち帰りとする。
- ⑧市が主催する各種イベントでは、廃棄物の抑制、分別、適正な処理・処分について配慮する。

#### ■リサイクルの推進

- ①廃棄時においてリサイクル可能な製品をなるべく購入する。
- ②封筒や書類等をはじめ、雑がみとしてリサイクル可能な紙類は分別の徹底を図る。
- ③機密文書又は個人情報を含む文書の廃棄にシュレッダーを使用する時は、資源化できるものとできないものを分ける。
- ④使用済封筒は、庁舎間送付用封筒として再利用する。
- ⑤プリンター、カートリッジなど企業が行う回収運動に協力する。

#### ■事務用品等の購入、使用

- ①文具類及び事務用品の購入に際しては、再生材の使用、焼却時の害が少ない素材を使用した製品、詰め替えなどで長期間の使用可能な製品などを、大分県グリーン購入推進方針に基づき選択するよう努める。
- ②全ての文書は、両面印刷・両面コピーを原則とし、2in1印刷等も活用する。
- ③ミスコピー用紙の裏面は、情報管理上支障のない範囲で再度コピー用紙やプリンターの出力用紙、メモ用紙等として活用する。
- ④ミスコピー防止のため、コピー機を使用する際、前使用者のリセットキーの押し忘れがないかを確認し、コピー機使用後は必ずリセットキーを押す。
- ⑤会議等で配布する資料は極力部数を抑制するとともに、ワンペーパー化を図るように工夫する。
- ⑥文書フォルダやファイルなどの冊子は、表題を変え再利用する。
- ⑦庁内LANの活用や電子掲示板、電子メールの活用によりペーパーレス化を進める。
- ⑧ファクシミリ送信に当たっては、できるだけ送付状の省略に努める。
- ⑨電気機器類等については、トップランナー制度の基準を達成した省エネ型製品を購入するよう努める。

#### ■電気、ガス等燃料の使用の適正管理

- ①毎年、電気、ガス、重油、灯油等の施設別燃料等使用量を調査し、使用量等を管理する。
- ②ガス器具等の使用は、火力調節や燃焼時間の適正化などを心がけ、ガス使用量の削減に努める。
- ③パソコン等は長時間使用しない時は電源を切り、短時間の離席はモニター電源を切る。
- ④各課等の最終退庁者は、照明及びOA機器等のスイッチ・オフを確認する。
- ⑤パソコン、ファックス、コピー機等のOA機器や他の電化製品の新規導入・更新に当たっては、省エネ型の製品を選定する。
- ⑥適正運転管理、燃焼効率の向上を検討し、使用量の抑制を図る。

- ⑦デマンドシステム(需要電力監視・抑制システム)を導入している施設は、システムの有効活用により節電、経費節減に努める。

#### ■照明の適正管理等

- ①事務室天井電灯は、始業前や昼休み時間には業務に支障がない範囲で消灯する。
- ②勤務時間外の事務室天井電灯は、不必要な場所の消灯を心がけ、退庁時には消灯を徹底する。
- ③晴天時の窓際の照明の消灯を励行し、不要な照明は常に点検し消灯する。
- ④給湯室やトイレ等では、使用時以外消灯する。
- ⑤屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯する。
- ⑥計画的な事務執行を心がけ、夜間残業の削減に努め、ノー残業デーを徹底する。
- ⑦事務室内が明るくなるように、OA機器やキャビネット等を購入する際は、明るい色のものを選ぶよう努める。
- ⑧照明器具の新規導入・更新に当たっては、LEDや省電力タイプのものを選定する。

#### ■エレベーター等設備・機器の適正管理

- ①職員は階段を利用し、特別の場合を除きエレベーターの利用は原則禁止とする。
- ②飲み物等の自動販売機の設置は、利用状況等に応じて必要最小限の台数とする。
- ③設置する自動販売機は、エネルギー消費のより少ないものとし、飲料用の自動販売機の場合には、その容器がリサイクルされるよう配慮する。

#### ■空調の適正管理

- ①空調用機器の運転は、期間を冷房7月1日～9月30日、暖房12月1日～3月31日とし、時間を8時30分から17時00分とする。
- ②冷・暖房時には、室内の適温化(原則として冷房時28℃、暖房時20℃)を図る。
- ③夏期にはブラインド等による遮光、冬期には自然採光を図る。
- ④夏期のクールビズ、冬期のウォームビズを推進する。
- ⑤空調設備の新規導入・更新に当たっては、省電力タイプのものを選定するよう努める。
- ⑥空調機器がある施設は、ストーブ等の暖房器具の重複使用を控える。

#### ■節水の推進

- ①日常的に、洗面所や流しにおける節水を励行する。
- ②水洗トイレ使用時は不必要な水の使用を控え、トイレ用擬音装置の設置などの対策をとる。
- ③トイレ・手洗い等の新設や取替えに当たっては、節水型製品を選定するよう努める。

#### ■公用車の適正利用

- ①公用車の運行に当たっては、走行距離及び燃料購入量を運転日報に記入し、使用状況を管理する。
- ②急発進、急加速の回避や必要以上の暖機運転や冷暖房はやめ、アイドリングストップを励行するなど、環境への負荷の少ない運転に努める。
- ③車両整備(タイヤ空気圧調整、オイル交換)を適切に行い、無駄なものを積まず、経済速度による走行に努める。
- ④公用車の相乗りにも努め、近距離では自転車や徒歩での移動を心がける。
- ⑤公用車の買換え時には、低公害車や低NO<sub>x</sub>車、トッランナー適合車の導入を図り、



特殊車両を除き、より排気量の小さい車を購入する。

■施設の新築・増改築及び管理等

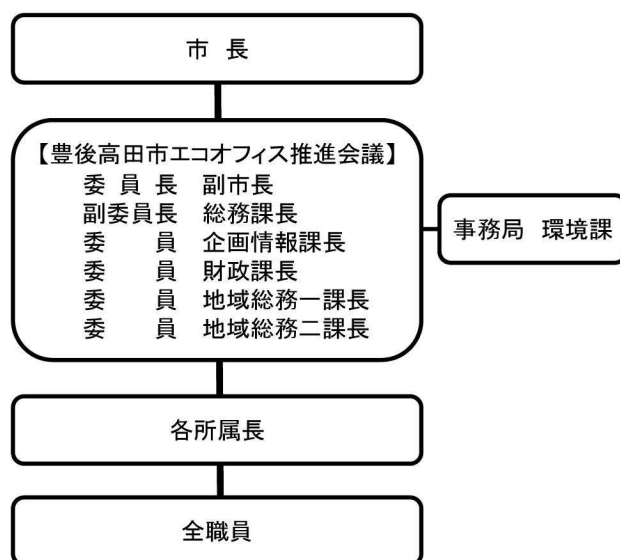
- ①市有施設の新築・増改築を行うときは、太陽光発電や太陽熱温水器などの自然エネルギーを活用した施設の導入を検討し、可能な限り導入を図る。
- ②市有施設の新築・増改築を行うときは、断熱材の効果的な利用、通風に優れた構造の採用など、省エネルギーへの配慮に努める。
- ③市有施設の増改築や装置・機器等の更新等の際には、省エネルギー型の装置・機器を検討し、可能な限り導入を図る。
- ④発注時には廃棄物の適正処理や発生抑制、環境負荷の少ない施工方法などを選定する。

## 5 計画の推進体制等

### (1) 推進体制等

#### 1) 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、実行計画に掲げる取り組みを全職員が自らの事務事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから、市長をトップとし、豊後高田市エコオフィス推進会議で実行計画の策定・見直しや状況の確認を行いながら、各課等では各所属長をリーダーとして全職員で取り組みの推進を図ります。



#### 2) 職員への意識啓発等

本実行計画を適正かつ、確実に実践していくため、また、市が自ら範を示した行動をとることにより、市民や事業者の方々に対し環境への配慮行動を促すためにも、職員一人ひとりが環境保全問題についての正しい認識を持ち、本市の事務・事業を進める上で自主・積極的に行動することが最も大切です。

このような認識に基づき、新人職員研修のカリキュラムの中に本計画の周知徹底、環境保全に対する意識啓発等を盛り込むことをはじめとして、全職員に対して情報の提供等を実施するなど、職員一人ひとりの意識啓発を行います。

### (2) 公表等

取り組みの結果については、年1回、エネルギー使用量等を調査し、本市のホームページで公表して、市民や事業者の方々の自主・積極的な環境保全に対する取り組みを促進するとともに、庁内LAN・サイボウズ掲示板等により全職員に周知を図り、さらなる取り組みの実践を促します。

# 資料1 温室効果ガスの年度別排出量 (単位:kg-CO2)

## I 二酸化炭素(CO2)の排出量

### イ 燃料の使用

燃料の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
ガソリン	149,440	147,052	148,703	155,711	150,963
灯油	64,891	70,171	47,186	8,969	15,881
軽油	52,935	48,376	50,111	50,890	51,474
A重油	116,744	77,845	55,517	65,582	72,086
液化天然ガス(LNG)	24,030	24,752	24,590	24,095	23,444
合計	408,040	368,196	326,107	305,247	313,848

### ロ 他人から供給された電気の使用

電気事業者	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
A事業者	3,814,398	3,582,781	3,172,510	3,014,514	2,899,178
B事業者	0	0	0	0	61,609
合計	3,814,398	3,582,781	3,172,510	3,014,514	2,960,787

### ニ 一般廃棄物の焼却

焼却廃棄物の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物に限る。)	893,006	833,061	791,419	747,261	735,363
廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物を除く。)	3,862,705	3,194,405	3,264,912	3,269,336	4,414,876
合計	4,755,711	4,027,466	4,056,331	4,016,597	5,150,239

<b>I 二酸化炭素(CO2)の合計</b>	<b>8,978,149</b>	<b>7,978,443</b>	<b>7,554,948</b>	<b>7,336,358</b>	<b>8,424,874</b>
------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

## II メタン(CH4)の排出量

### ニ 自動車の走行

自動車の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車	40.225	36.450	39.525	51.175	42.200
ガソリンを燃料とするバス	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガソリンを燃料とする軽乗用車	71.575	76.875	78.675	76.475	66.700
ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガソリンを燃料とする小型貨物車	39.200	27.875	47.700	23.350	24.275
ガソリンを燃料とする軽貨物車	58.950	38.625	60.750	46.450	51.375
ガソリンを燃料とする特殊用途車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油を燃料とする普通・小型乗用車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油を燃料とするバス	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油を燃料とする普通貨物車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油を燃料とする小型貨物車	2.425	1.650	1.350	1.950	1.950
軽油を燃料とする特殊用途車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	212.375	181.475	228.000	199.400	186.500

### ヲ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理

施設の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
終末処理場	30,491.825	30,883.025	31,759.875	32,538.575	33,252.775
し尿処理施設	8,156.125	8,121.275	8,112.725	7,921.575	7,651.675
合計	38,647.950	39,004.300	39,872.600	40,460.150	40,904.450

### カ. 一般廃棄物の焼却

焼却廃棄物の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
一般廃棄物	13,940.300	13,003.600	12,353.800	11,664.100	11,479.800
合計	13,940.300	13,003.600	12,353.800	11,664.100	11,479.800

<b>II メタン(CH4)の合計</b>	<b>52,800.625</b>	<b>52,189.375</b>	<b>52,454.400</b>	<b>52,323.650</b>	<b>52,570.750</b>
-----------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

### Ⅲ 一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の排出量

ロ ディーゼル機関における燃料の使用

燃料の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
A重油	615.072	327.204	390.976	475.906	523.288
合計	615.072	327.204	390.976	475.906	523.288

ホ 自動車の走行

自動車の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車	1390.170	1259.944	1366.032	1769.226	1459.008
ガソリンを燃料とするバス	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガソリンを燃料とする軽乗用車	1877.102	2015.970	2063.352	2005.540	1748.962
ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガソリンを燃料とする小型貨物車	809.964	576.034	985.486	482.462	501.534
ガソリンを燃料とする軽貨物車	1405.070	921.118	1448.280	1107.666	1225.078
ガソリンを燃料とする特殊用途車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油を燃料とする普通・小型乗用車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油を燃料とするバス	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油を燃料とする普通貨物車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
軽油を燃料とする小型貨物車	33.972	23.244	19.072	27.714	27.714
軽油を燃料とする特殊用途車	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	5,516.278	4,796.310	5,882.222	5,392.608	4,962.296

ワ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理

施設の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
終末処理場	66,084.182	66,931.992	68,832.338	70,519.912	72,067.724
し尿処理施設	2,379.232	2,369.100	2,366.716	2,310.990	2,232.318
合計	68,463.414	69,301.092	71,199.054	72,830.902	74,300.042

ヨ 一般廃棄物の焼却

焼却廃棄物の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
一般廃棄物	158297.302	147660.788	140282.010	132450.272	130357.418
合計	158297.302	147660.788	140282.010	132450.272	130357.418

Ⅲ 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)の合計	232,892.066	222,085.394	217,754.262	211,149.688	210,143.044
-------------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

### Ⅳ ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量

イ 自動車用エアコンディショナーの使用

自動車の種類	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
公用車	1,015.300	1,086.800	1,158.300	1,201.200	1,201.200
合計	1,015.300	1,086.800	1,158.300	1,201.200	1,201.200

Ⅳ ハイドロフルオロカーボン(HFC)の合計	1,015.300	1,086.800	1,158.300	1,201.200	1,201.200
------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

Ⅴ パーフルオロカーボン(PFC)の排出量 …該当なし

Ⅵ 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の排出量 …該当なし

温室効果ガス排出量	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
温室効果ガス排出量の総合計	9,264,856.991	8,253,804.569	7,826,314.962	7,601,032.538	8,688,788.994
基準年度との増減量	基準年度	-1,011,052.422	-1,438,542.029	-1,663,824.453	-576,067.997
基準年度との増減率	基準年度	-10.91%	-15.53%	-17.96%	-6.22%

参考:炭素換算後(kg-C)	2,526,779.179	2,251,037.610	2,134,449.535	2,073,008.874	2,369,669.726
----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

## 資料2 温室効果ガス排出量 構成比 (単位:kg-CO2)

I 二酸化炭素(CO2)の排出	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
イ 燃料の使用	408,040	4.40%	368,196	4.46%	326,107	4.17%	305,247	4.02%	313,848	3.61%
ロ 他人から供給された電気の使用	3,814,398	41.17%	3,582,781	43.41%	3,172,510	40.54%	3,014,514	39.66%	2,960,787	34.08%
ニ 一般廃棄物の焼却	4,755,711	51.33%	4,027,466	48.80%	4,056,331	51.83%	4,016,597	52.84%	5,150,239	59.27%
合計	8,978,149	96.91%	7,978,443	96.66%	7,554,948	96.53%	7,336,358	96.52%	8,424,874	96.96%

II メタン(CH4)の排出	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
ニ 自動車の走行	212	0.00%	181	0.00%	228	0.00%	199	0.00%	187	0.00%
ヲ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理	38,648	0.42%	39,004	0.47%	39,873	0.51%	40,460	0.53%	40,904	0.47%
カ. 一般廃棄物の焼却	13,940	0.15%	13,004	0.16%	12,354	0.16%	11,664	0.15%	11,480	0.13%
合計	52,801	0.57%	52,189	0.63%	52,454	0.67%	52,324	0.69%	52,571	0.61%

III 一酸化二窒素(N2O)の排出	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
ロ ディーゼル機関における燃料の使用	615	0.01%	327	0.00%	391	0.00%	476	0.01%	523	0.01%
ホ 自動車の走行	5,516	0.06%	4,796	0.06%	5,882	0.08%	5,393	0.07%	4,962	0.06%
ヲ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理	68,463	0.74%	69,301	0.84%	71,199	0.91%	72,831	0.96%	74,300	0.86%
ヨ 一般廃棄物の焼却	158,297	1.71%	147,661	1.79%	140,282	1.79%	132,450	1.74%	130,357	1.50%
合計	232,892	2.51%	222,085	2.69%	217,754	2.78%	211,150	2.78%	210,143	2.42%

IV ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
イ 自動車用エアコンディショナーの使用	1,015	0.01%	1,087	0.01%	1,158	0.01%	1,201	0.02%	1,201	0.01%
合計	1,015	0.01%	1,087	0.01%	1,158	0.01%	1,201	0.02%	1,201	0.01%

V パーフルオロカーボン(PFC)の排出量 …該当なし

VI 六フッ化硫黄(SF6)の排出量 …該当なし

総合計	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
	9,264,857	100%	8,253,805	100%	7,826,315	100%	7,601,033	100%	8,688,789	100%

## 資料3 温室効果ガス排出量 基準年度との増減率 (単位:kg-CO2)

I 二酸化炭素(CO2)の排出	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
イ 燃料の使用	408,040	基準年度	368,196	-9.76%	326,107	-20.08%	305,247	-25.19%	313,848	-23.08%
ロ 他人から供給された電気の使用	3,814,398	基準年度	3,582,781	-6.07%	3,172,510	-16.83%	3,014,514	-20.97%	2,960,787	-22.38%
ニ 一般廃棄物の焼却	4,755,711	基準年度	4,027,466	-15.31%	4,056,331	-14.71%	4,016,597	-15.54%	5,150,239	8.30%
合計	8,978,149	基準年度	7,978,443	-11.13%	7,554,948	-15.85%	7,336,358	-18.29%	8,424,874	-6.16%

II メタン(CH4)の排出	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
ニ 自動車の走行	212	基準年度	181	-14.55%	228	7.36%	199	-6.11%	187	-12.18%
ヲ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理	38,648	基準年度	39,004	0.92%	39,873	3.17%	40,460	4.69%	40,904	5.84%
カ. 一般廃棄物の焼却	13,940	基準年度	13,004	-6.72%	12,354	-11.38%	11,664	-16.33%	11,480	-17.65%
合計	52,801	基準年度	52,189	-1.16%	52,454	-0.66%	52,324	-0.90%	52,571	-0.44%

III 一酸化二窒素(N2O)の排出	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
ロ ディーゼル機関における燃料の使用	615	基準年度	327	-46.80%	391	-36.43%	476	-22.63%	523	-14.92%
ホ 自動車の走行	5,516	基準年度	4,796	-13.05%	5,882	6.63%	5,393	-2.24%	4,962	-10.04%
ヲ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理	68,463	基準年度	69,301	1.22%	71,199	4.00%	72,831	6.38%	74,300	8.53%
ヨ 一般廃棄物の焼却	158,297	基準年度	147,661	-6.72%	140,282	-11.38%	132,450	-16.33%	130,357	-17.65%
合計	232,892	基準年度	222,085	-4.64%	217,754	-6.50%	211,150	-9.34%	210,143	-9.77%

IV ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
イ 自動車用エアコンディショナーの使用	1,015	基準年度	1,087	7.04%	1,158	14.08%	1,201	18.31%	1,201	18.31%
合計	1,015	基準年度	1,087	7.04%	1,158	14.08%	1,201	18.31%	1,201	18.31%

V パーフルオロカーボン(PFC)の排出量 …該当なし

VI 六フッ化硫黄(SF6)の排出量 …該当なし

総合計	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
	9,264,857	基準年度	8,253,805	-10.91%	7,826,315	-15.53%	7,601,033	-17.96%	8,688,789	-6.22%

**豊後高田市地球温暖化対策実行計画**

**(事務事業編:2019年度～2024年度)**

**2019年3月**

**2021年12月改正**

**豊後高田市 環境課**